

## 注記（一般会計等）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 6 年～75 年

物品 2 年～19 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上していません。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（鎌倉市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 資産計上基準

次の資産については、取得価額がそれぞれに定める価額以上の場合に資産として計上しています。

物品…………… 1,000 千円以上

リース資産…………… 総額 3,000 千円以上

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

### 3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

### 4 偶発債務

#### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事実はありません。

#### (2) 係争中の訴訟等

該当する事実はありません。

### 5 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

##### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・大船駅東口市街地再開発事業特別会計
- ・公共用地先行取得事業特別会計

##### ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

##### ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

##### ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	11.58%
連結実質赤字比率	16.58%
実質公債費比率	25.0%
将来負担比率	350.0%

##### ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

鎌倉市土地開発公社 0 千円

##### ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

一般会計	繰越額	226,353 千円
	繰越明許費	1,572,600 千円
	事故繰越	237,583 千円

##### ⑦ 過年度修正等に関する事項

該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産は、次のいずれかに該当する資産のうち、当市が特定した資産をいい、売却を目的として保有している棚卸資産については含まれません。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）  
売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

事業用資産	28,044,339 千円
土地	25,651,731 千円
建物	2,392,608 千円
インフラ資産	250,622 千円
土地	82,678 千円
工作物	167,944 千円
物品	305 千円

貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額

当市は減債基金を計上しておりません。

③ 基金借入金（繰替運用）

該当する金額はありません。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額	79,182,410 千円
充当可能財源等	82,060,361 千円
標準財政規模	35,728,036 千円
算入公債費等の額	3,184,470 千円

⑤ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び鎌倉市の固定資産台帳計上基準の原則的な評価基準及び評価方法によって評価しております。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 130,857 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	60,358,014 千円	58,297,233 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	△1,496,107 千円	1,380,212 千円
資金収支計算書	58,861,907 千円	59,677,445 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計、鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,434,412 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	488,916 千円
未収債権、未払債務等の増加等	113,485 千円
出資金の増減	-16,000 千円
基金の増減	14,947 千円
減価償却費	△4,059,943 千円
賞与等引当金の増減	△60,408 千円
退職手当引当金の増減	△686,609 千円
徴収不能引当金の増減	△111,400 千円
資産除売却損	△117,929 千円
資産売却益	20,034 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△980,495 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	一般会計	5,000,000 千円
一時借入金に係る利子額		0 千円

⑤ 重要な非資金取引

当年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び PFI に係る資産はありません。

## 注記（連結会計）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、一部の連結対象団体（会計）においては、原則、取得原価としている場合があります。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

##### イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

##### イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 原材料、商品等……………先入先出法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、個別法、総平均法、移動平均法によっています。

- ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～50年
工作物	6年～75年
物品	2年～19年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

- ③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

- ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

- ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、短期的に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、鎌倉市資金管理運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当する事象はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

区分	団体（会計）名	区分	連結の方法
全体財務書類	国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結
全体財務書類	後期高齢者医療事業特別会計	特別会計	全部連結
連結財務書類	公益社団法人 鎌倉市観光協会	第三セクター等	全部連結
連結財務書類	公益財団法人 鎌倉市公園協会	第三セクター等	全部連結
連結財務書類	公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団	第三セクター等	全部連結
連結財務書類	公益財団法人 鎌倉風致保存会	第三セクター等	全部連結



連結財務書類	鎌倉市土地開発公社	地方三公社	全部連結
連結財務書類	社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結
連結財務書類	神奈川県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結

- ① 一部事務組合・広域連合は、すべて比例連結の対象としています。
- ② 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。
- ④ 地方公営事業会計はすべて全部連結の対象としています。  
ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度末までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。従って、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業特別会計 他会計繰出金 2,363,792 千円

## (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

## (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。